四〇二番
四〇三番一及び四〇三番二
四〇四番一
四〇五番一及び四〇五番二
四〇五番四及び四〇五番五
四〇六番
四〇八番一
四〇九番一
四〇九番三
四一〇番一
四一一番一
四一二番一
四一四番
四一六番
四四三番
字ケンギャウ
四六二番
四六六番及び四六七番
四七〇番一
四七〇番三
四七一番
四七二番一
四七三番
四七四番一
四七五番一
四七六番一
四七六番三
四七七番一
四七八番及び四七九番
四八一番一
四八一番三
四八二番一
四八二番三
四八三番一
四八三番三
四八四番一
四八四番三及び四八四番四
四八六番
四八六番一
四八七番
四八八番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県海南市下津町興
字ケンギャウ　四四六番一　一号
四四二番　二号及び三号
四四三番　四号
字フト尾　四一一番一　五号
三八一番三　六号及び七号
四一五番　八号及び九号
四二七番　十号

○国土交通省告示第十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

広瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

佐賀県唐津市厳木町広瀬

字坂口　一三一一〇番一及び一三一一〇番二
一三一一三番一
一三一一四番
一三一二〇番一
一三一二三番及び一三一二四番
一三一二七番
一三一二八番一及び一三一二八番二
一三一二九番及び一三一三〇番
一三一三番から一三一五番まで
一三一六番二及び一三一六番三
一三一七番
一三一八番一から一三一八番六まで
一三一八九番一及び一三一八九番二
一三九一番二
一三九二番一
一四五八番
一四九三番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県唐津市厳木町広瀬
字坂口　一一七九番　一号及び二号
一三一九番一　三号及び四号
一三二五番　五号
一三二七番　六号
一四九三番二　七号
一三〇九番一　八号及び九号
一三〇五番三　十号

○国土交通省告示第十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市蚊焼町

字干石　二五二九番一　一号及び十七号
二五三四番　二号及び三号
二五三三番　十四号から十六号まで
二八一三番　四号から六号まで
二八一一番　七号及び十二号
二八〇七番一　八号
二八〇三番　九号
二七八三番　十号
二八〇六番一　十一号
二八一九番二　十三号

ロ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

長崎県長崎市蚊焼町

字長坂　二六九六番一から二六九六番三まで
二六九七番一から二六九七番六まで
字江毛　二八〇三番
二八〇四番イ及び二八〇四番ロ
二八〇五番
二八〇六番一及び二八〇六番二
二八〇七番一及び二八〇七番二

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十八号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱十八号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市蚊焼町

字干石　二五六九番二　十八号
二五五八番二　十九号及び四十四号
二五五四番七　二十二号
二五五四番六　三十九号
二五五四番五　四十号から四十二号まで
二五六七番二　四十五号
二五八六番一八　二十号
二五八六番九　二十一号
二六九一番一〇　二十三号
二六九一番一一　二十四号及び三十二号から三十四号まで
二六九一番一三　二十五号
二六九一番一　二十六号
二六八二番　二十七号
二六七四番　二十八号
二六七五番　二十九号
二六九二番八　三十号
二六九二番四　三十一号
二六八六番一　三十五号から三十八号まで
二六八六番四〇　四十三号

ニ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

長崎県長崎市蚊焼町

字長坂　二六七四番及び二六七五番
二六八二番
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高井旅大川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第千二十六号で指定した第五号に掲げる土地を除く。）

長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷

字高井旅　九〇九番八三　一号
九〇九番三　五号
九〇九番一八　六号
九〇九番二二　七号
字扇山　九〇八番一　二号から四号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一重川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域